

名古屋港管理組合公報

令和3年3月1日
(月曜日)
第39号

目次

○放置自動車の廃物認定 1

告 示

名古屋港管理組合告示第4号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

令和3年3月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

- 1 下記の自動車の所有者等は、令和3年3月15日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係 電話番号 052-654-7873

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
01 新 001	東海市新宝町507-37地先	ジャガー Xタイプ	不明	紺

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合